

大津市景観アドバイス制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観アドバイス制度に関し必要な事項を定めることにより、市民又は事業者が実施する景観づくりを支援し、もって古都大津にふさわしい新たな景観の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「景観アドバイス制度」とは、景観づくり相談会による相談を通じて景観に関するアドバイスを行う制度をいう。

2 この要綱において「景観づくり相談会」とは、古都大津の風格ある景観をつくる基本条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定により策定した古都大津の風格ある景観をつくる基本計画を踏まえ、市民又は事業者が実施する景観づくりに対して助言を行うことを目的として開催する相談会をいう。

(相談者)

第3条 景観アドバイス制度を利用することができる者（次条において「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為を行おうとする者
- (2) 市の景観づくりに影響を与えると市長が認める行為を行おうとする者であつて、特にアドバイス等を行うことが必要と認められるもの

(景観アドバイス制度の利用の手続)

第4条 景観アドバイス制度を利用しようとする者は、大津市景観アドバイス制度利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める資料については、添付を省略することができる。

- (1) 景観づくり相談会における相談の対象となる建築物等（以下「対象建築物等」という。）の場所及び当該場所の周辺を表示する位置図
- (2) 周辺写真及び重要眺望点からのシミュレーション資料
- (3) 配置図、着色した立面図その他対象建築物等の概要がわかるもの
- (4) 市長が別に定める建築物等に関するチェックリスト
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を確認の上、景観アドバイス制度の利用の可否を決定し、その利用が適当と認めるときは、速やかにその旨を当該申請を行った者に対して大津市景観アドバイス制度利用決定通知書（様式第

2号) により通知するものとする。

- 4 前項の通知は、景観づくり相談会を開催する日時、場所等を明示して行うものとする。
(景観づくり相談会の開催時間等)

第5条 景観づくり相談会の開催時間は、1の相談会につき2時間以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 1の相談者(前条第3項の規定により景観アドバイス制度の利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、1の対象建築物等について2回まで景観づくり相談会を利用することができるものとする。

(景観づくり相談会におけるアドバイス事項)

第6条 景観づくり相談会においては、次に掲げる事項に関してアドバイスを行うものとする。

- (1) 対象建築物等を地域の景観と調和した形態、意匠及び色彩とするための相談に関すること。
- (2) 良好なまちなみ形成のための修景整備に関すること。
- (3) 法第8条第1項の規定により定めた大津市景観計画区域内における法第16条第1項の届出の内容に関すること。
- (4) 公共事業(対象建築物等において法第16条第1項第1号及び第2号の行為を行うものに限る。)のうち、景観の形成に配慮が求められると市長が認める事項に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(景観アドバイザー)

第7条 市長は、景観づくり相談会において前条に掲げる事項についてアドバイスを行うに当たり必要があると認めるときは、景観アドバイザーに意見を求めるものとする。

- 2 前項の景観アドバイザーは、景観、建築、都市計画、色彩、デザイン、緑化等に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が適当と認める者に対し、市長が依頼する。

- 3 景観アドバイザーは、業務において知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(相談記録等)

第8条 市長は、景観づくり相談会を開催したときは、当該相談に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 市長は、前項の記録を作成したときは、大津市景観アドバイス等調書(様式第3号)を作成し、これを相談者に送付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、景観アドバイス制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

大津市景観アドバイス制度利用申請書
（第1葉）

氏 名 _____

依頼者 住 所 _____

電話番号 _____

行 為 地	大津市			
行為の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物の増築 <input type="checkbox"/> 建築物の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物・構造物の新設 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え			
建築物等の概要	主要用途・種類		敷地面積	
		計画部分	計画以外の部分	合 計
	建築（築造）面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	最高の高さ	m	構 造	
特に相談したい事項				

※ 該当する行為の種別にチェックマークをつけてください。

※ 大津市記入欄

相談日時	年 月 日 (時 分から 時 分まで)
------	----------------------

景観配慮チェックリスト
(第2葉)

大津市景観計画の基本方針の確認			
<input type="checkbox"/> 水と緑の大景観を守る。 <input type="checkbox"/> 古都大津の歴史的景観を守り、育てる。 <input type="checkbox"/> 自然と人々の営みが創り出してきた美しい景観を守り、育てる。 <input type="checkbox"/> 大津の顔となる景観を創る。 <input type="checkbox"/> 個性ある地域景観を創り、育てる。			
景観要素のチェック			
<input type="checkbox"/> 山地景観地域 <input type="checkbox"/> 古都緑地景観地域 <input type="checkbox"/> 丘陵地景観地域 <input type="checkbox"/> 田園集落景観地域 <input type="checkbox"/> 古都景観地域 <input type="checkbox"/> 都心景観地域 <input type="checkbox"/> 市街地景観地域 (地区名)	<input type="checkbox"/> 緑地景観区 <input type="checkbox"/> 低層住宅地景観区 <input type="checkbox"/> 中高層住宅地景観区 <input type="checkbox"/> 一般市街地景観区 <input type="checkbox"/> 沿道市街地景観区 <input type="checkbox"/> 近隣商業地景観区 <input type="checkbox"/> 準工業地景観区 <input type="checkbox"/> 工業地景観区	<input type="checkbox"/> 湖岸軸 <input type="checkbox"/> 河川軸 <input type="checkbox"/> 都心景観路 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 (地域名)	<input type="checkbox"/> 市街地水辺景観区 <input type="checkbox"/> 集落水辺景観区 <input type="checkbox"/> 砂浜樹林景観区 <input type="checkbox"/> 山岳水辺景観区 <input type="checkbox"/> ヨシ原樹林景観区 <input type="checkbox"/> 河畔林景観区 <input type="checkbox"/> 水辺景観特別地区
周辺の景観の特徴・状況		特徴に対する計画・設計への反映	
(例：寺院多い地域である、琵琶湖岸から見通せる地域である、新しく開発された住宅街であるなど)			
敷地や建築物等の見え方			
計画されている敷地・建築物等は、周辺からどのように見えますか？			
1 遠景 高い位置（重要眺望点、背景となる山並み又は高架道路）から（眺められる・眺められない）			
2 中景			
(1) 敷地が面する通りに沿って見た場合、又は湖岸から見たときに、周辺の景観を構成する要素はどのようなものですか。(例：塀や柵の連続性、植栽の連続性、壁面線の連続性、屋根の向き、高さなど)			
{ }			
(2) 敷地が面する通り・湖岸の特徴はどのようなものですか。(例：交差点が近く周囲からよく見えるなど)			
{ }			
3 近景			
(1) 敷地に寄って見たとき、敷地と道路の高低差が（ある・ない）			
(2) 敷地近くで建築物等を見た場合、何が目につきやすいですか。(例：外壁、門扉、アプローチなど)			
{ }			

様式第2号（第4条関係）

大 第 号
年 月 日

（宛先）

様

大津市長

大津市景観アドバイス制度利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアドバイス制度の利用について、次のとおり決定したので、大津市景観アドバイス制度要綱第4条第3項の規定により通知します。

相談日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
相談場所	
必要資料	

様式第3号（第8条関係）

大 第 号
年 月 日

（宛先）

様

大津市長

大津市景観アドバイス等調書

年 月 日の大津市景観づくり相談会におけるアドバイス等について、大津市景観アドバイス制度要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項に基づく届出を行う際は、当該アドバイス等に対する対応方針を報告してください。

記

（助言等）

--